

(3-5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

その他

(法人税、法人住民税、事業税)〔金融庁主管、経済産業省において共同要望〕

- **内国法人が有する暗号資産***のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価し、評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）**は課税の対象**とされている。

*一定の自己発行の暗号資産を除く（令和5年度税制改正により措置）。

- **Web3推進に向けた環境整備**を図る観点から、**法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産**について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が有する暗号資産で、以下の要件を満たす暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする。

- ① 他の者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限**が付されていること。
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること



ブロックチェーン技術は、足下では、**文化経済領域**での活用注目



将来的には、①**商取引**、②**資金調達**や、③**サプライチェーン**等のあり方にも変革をもたらさう可能性

暗号資産

事業成長のために**自己保有**

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税
- ✓ 一定の要件（譲渡制限等）を満たすものは時価評価による課税の対象外
【令和5年度税制改正要望により実現】

資金調達のために**第三者に売却 等**

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税



第三者の継続的な保有等に係る暗号資産について、**譲渡制限等の一定の要件を満たすものを期末時価評価課税の対象外**とする